

道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ  
措置の継続を求める意見書

道路は、町民の生活や経済・社会活動を支えるとともに、町民の安全・安心を確保し、地域活性化を図るうえで極めて重要な社会資本である。

本町においては、急速に老朽化が進む道路施設の適切な維持管理や多発する交通事故への対策など、道路に関する課題は山積している状況であり、今まで以上に計画的かつ着実に道路整備を進める必要がある。

一方、これまで、道路事業においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」という。）の規定により、平成29年度までの時限措置として補助率等が嵩上げされてきたが、道路財特法による嵩上げ措置の廃止は、道路事業費の縮減や地方財政負担の増加をもたらす、道路整備の遅滞を招くことで、その影響は深刻かつ重大なものとなる。

よって、国におかれては、来年度以降も着実な道路整備の推進に向け、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方が真に必要とする道路整備を推進するために必要な予算を確保すること
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 9 月 28日

衆議院議長 大 島 理 森 殿  
参議院議長 伊 達 忠 一 殿  
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿  
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿  
国土交通大臣 石 井 啓 一 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会